

### 1. 事業の必要性・概要

平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、生物多様性条約の愛知目標を受け、絶滅のおそれのある種の保全を国の重要な施策と位置づけている。さらに、平成25年の第183回国会では、種の保存法の改正法が可決されたところであるが、衆参両議院の附帯決議において、2020年までに新たに300種の国内希少野生動植物種の指定を目指すことが求められたところである。

このため、絶滅危惧種を評価するレッドリストの作成及び定期的な改定を推進するとともに、指定の緊急性が高い絶滅危惧種に関する生息・生育状況や流通状況等の調査を行い、年間あたり50種程度の種指定を目指す。

また、指定の緊急性は高くないものの生息環境の劣化によって個体数を多く減らしているなど、社会的に問題となっている絶滅危惧種に対応するための影響要因等の情報や効果的な保全手法や、既指定種の保全手法を開発し、保全に関わる関係者や開発事業者との共有を図ることにより、保全を推進する。

### 2. 事業計画（業務内容）

|                            | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|----------------------------|------|------|------|------|------|
| 既存レッドリストの見直し・海洋生物レッドリストの作成 |      |      |      |      |      |
| 国内希少野生動植物種指定調査             |      |      |      |      |      |
| 希少種保護方策検討調査                |      |      |      |      |      |

### 3. 施策の効果

定期的にレッドリストを改訂し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の現状について情報収集・整理し、広く知らしめるとともに、法的規制をかけるべき種を絞込むための基礎資料とする。

国内希少野生動植物種については、2020年までに新たに300種を追加指定することを目指し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る。

また、ガイドライン等を作成することにより、絶滅危惧種の保全手法等の蓄積及び普及を図る。

平成22年10月

生物多様性条約の愛知目標

平成24年9月閣議決定

「生物多様性国家戦略2012-2020」

絶滅のおそれのある種の保全を  
国の重要な施策と位置づけ。

平成25年の第183回国会

種の保存法の改正法が可決

衆参両議院の附帯決議で  
当面2020年までに  
「300種指定」を求められた

■環境省レッドリストの絶滅危惧種3,597種に対し、  
種の保存法に基づく国内希少野生動植物種が90種  
に止まるのは極めて不十分であるとの指摘

■事業内容：

①日本の野生生物の現状を把握するための重要な基礎資料を  
着実に蓄積・更新する。  
※海洋生物についても新たに評価の必要

■レッドリストの定期的な改訂  
■海洋生物のレッドリストも  
2016年度を目途に作成  
海洋基本法に基づく海洋基本計画でも記載

②法的に保護を担保する  
国内希少野生動植物種の  
指定の大幅な拡大を図る

2020年までに新たに300種  
の指定を目指す  
(レッドリストのランクが高いもの  
を中心に検討)

③科学的知見による保全状  
況の把握や、効果的な保全  
対策技術の検討の促進

個別の対策が必要な種につ  
いて、保全対策の技術検討・  
普及を実施  
例：猛禽類、里地小動物など

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全の一層の推進